

③ 公共交通機関の施設  
(建築物以外のもの)



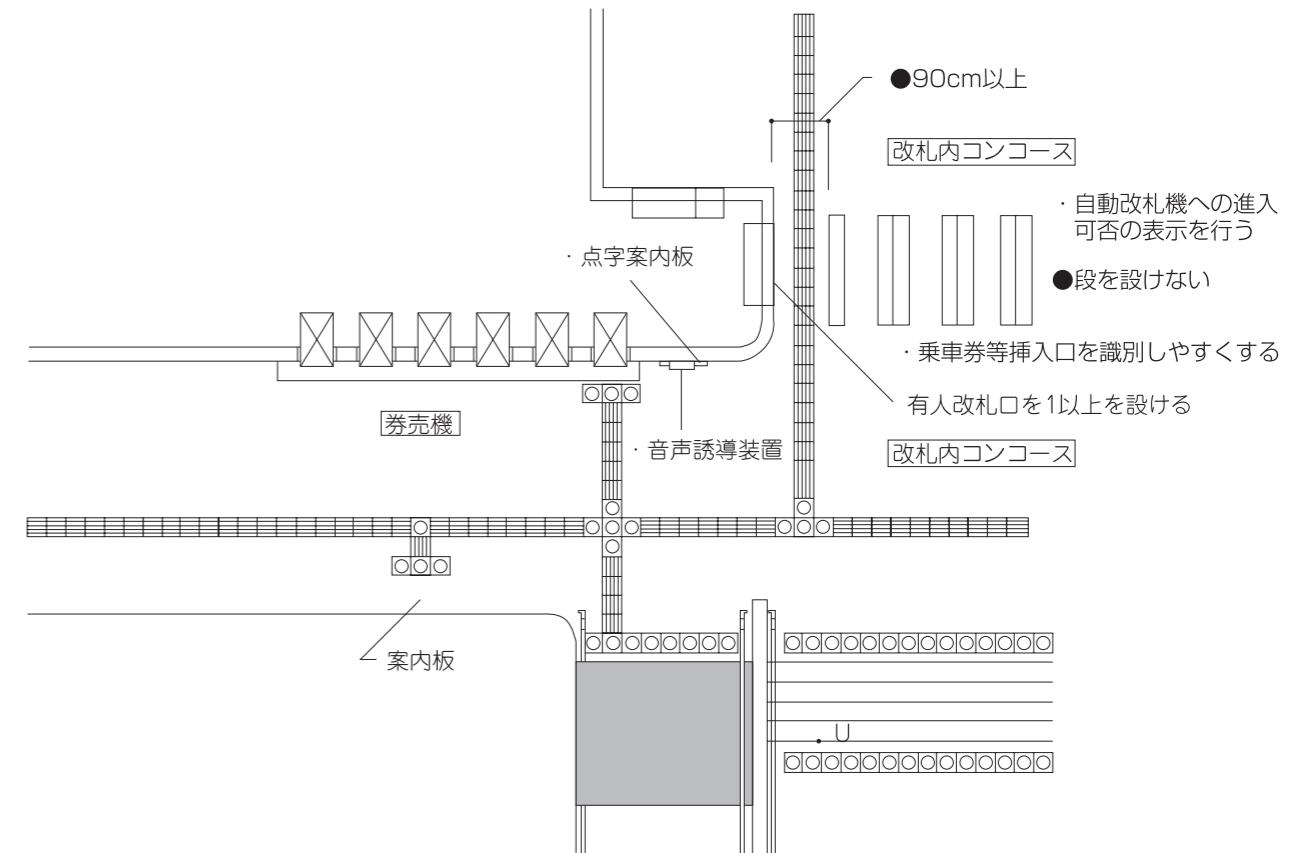
航空機 / 空港  
Aircraft / Airport

# ① 改札口

## 基本的な考え方

公共用通路への出入口は、高齢者、障害者等をはじめすべての人が分かりやすい位置に設け、公共交通機関の外部からスムーズにアプローチできるように配慮する。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
改札口の構造	改札口は、次に定める構造とすること。		
(1)改札口内の通路の幅	改札口内の通路のうち、1以上のものは、内法を90センチメートル以上とすること。	●内法で90cm以上を確保する。	
(2)戸を設ける場合	改札口内の通路のうち、1のものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		

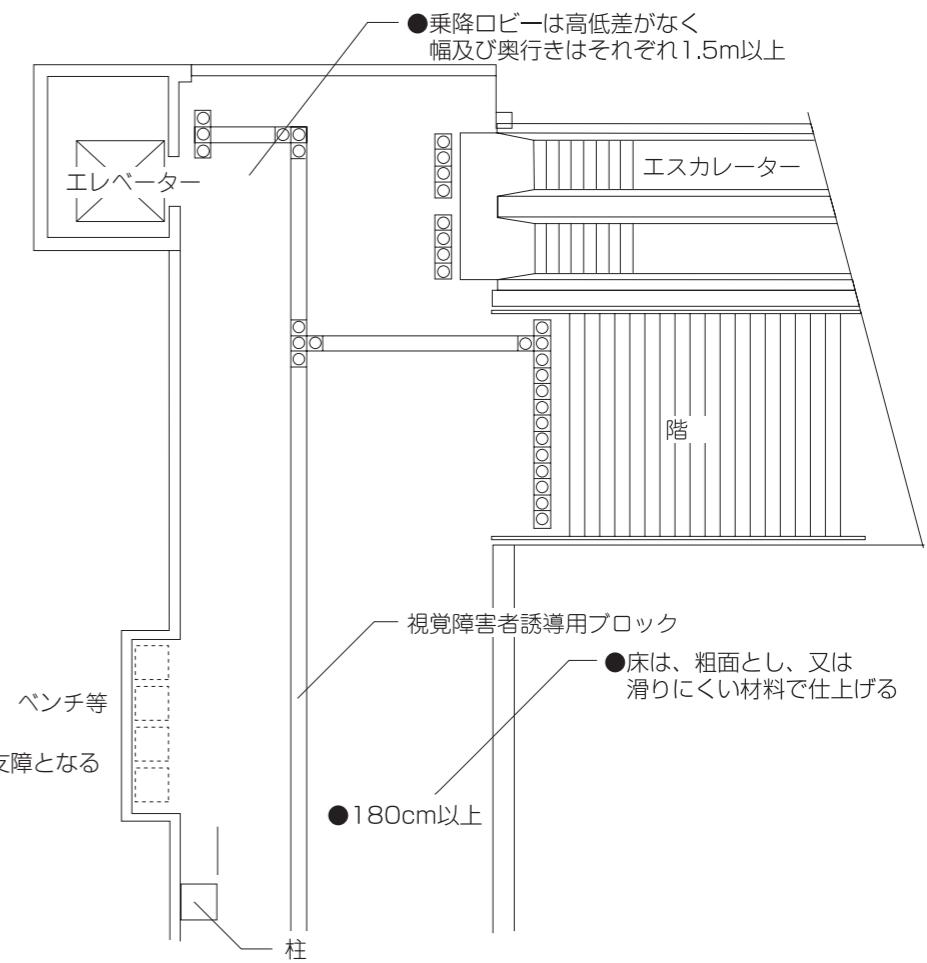


公共用通路と出入口（改札口）の配置

## 基本的な考え方

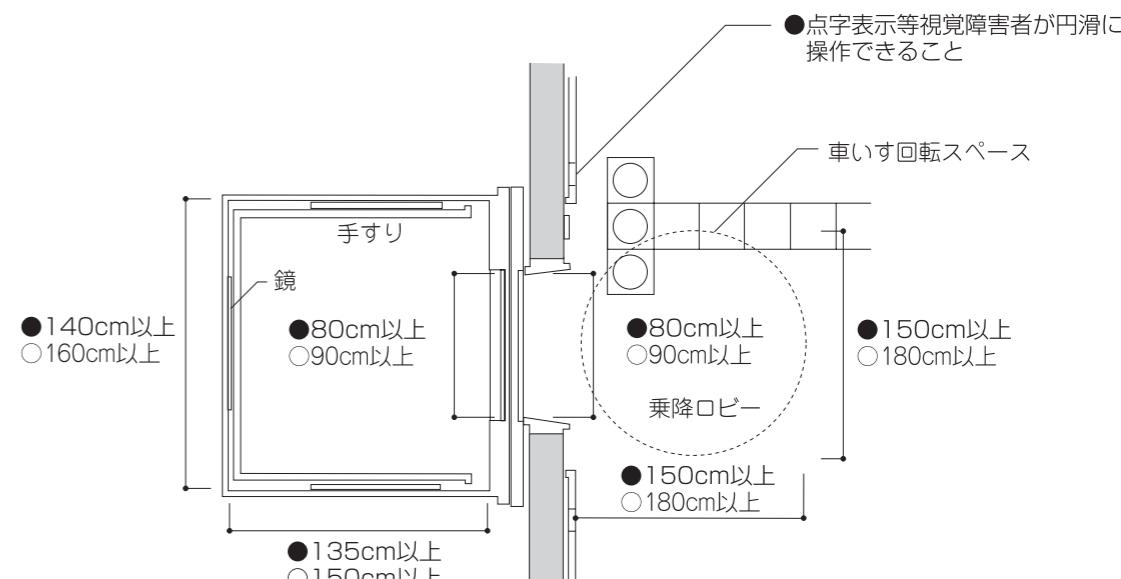
多数の者が利用する通路は、容易に目的の場所に到達できるよう、可能な限り単純で分かりやすい経路とすることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
通路の構造			
(1)視覚障害者誘導用ブロック	改札口から各乗降場に至る1の通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
(2)高低差がある場合の措置	改札口から各乗降場に至る経路において高低差がある場合には、それぞれの乗降場に至る1以上の経路に次に定める構造の傾斜路又は1の表2の項(1)に定める構造のエレベーターを設けること。		
傾斜路の構造	<p>ア 1の4の項(1)及び(2)並びに11の項に定める構造</p> <p>イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 ウ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>●高さが16cmを超える傾斜路には、手すりを設ける。 ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ●幅は、120cm以上とする。 ●勾配は、1/12以下とする。 ●高さが75cmを超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。 ●その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色との色の明度の差が大きいこと等によりこれらと容易に識別できるものとする。 ●傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。</p>		

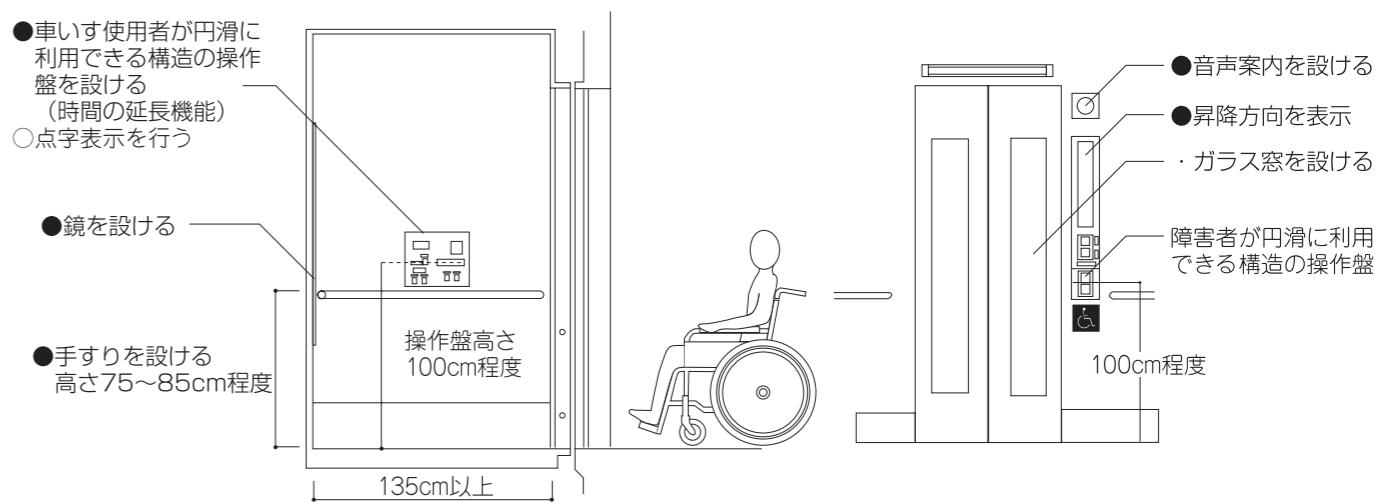


通路の例

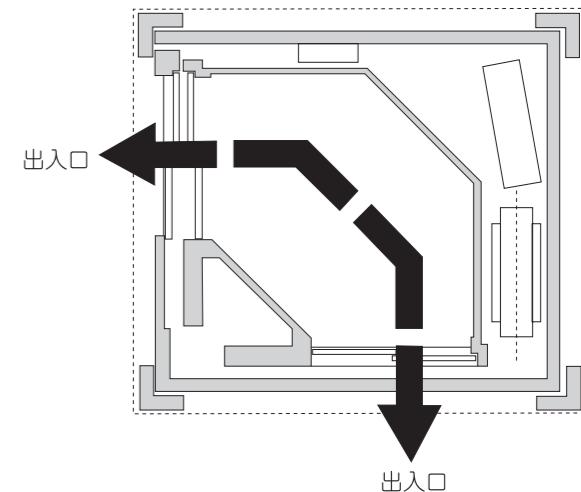
整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
エレベーターの構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>1の表12の項(1)に定める構造とは次のとおり。</li> <li>●かごの停止階は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階とする。</li> <li>●かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。</li> <li>●かごの奥行きは、135cm以上とする。</li> <li>●乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。</li> <li>●かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。</li> <li>●かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。</li> <li>●かご内の側板には、手すりを設ける。</li> <li>●かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。</li> <li>●乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。</li> <li>●かごの幅は、140センチメートル以上とする。</li> <li>●かごは、車いすの転回に支障がない構造とする。</li> <li>●かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。</li> <li>●かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。</li> <li>●かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。</li> </ul>		



エレベーターの平面図



エレベーターの展開図



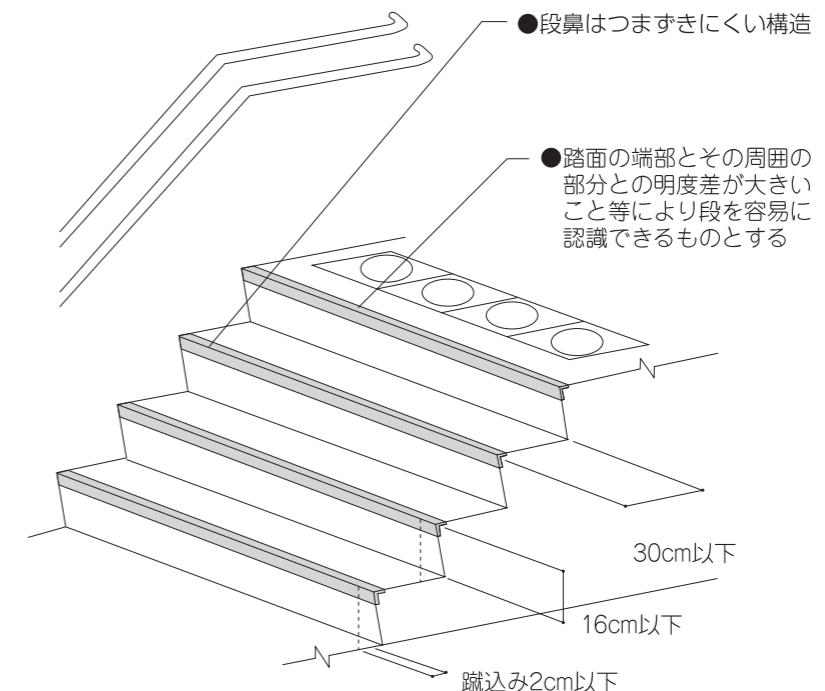
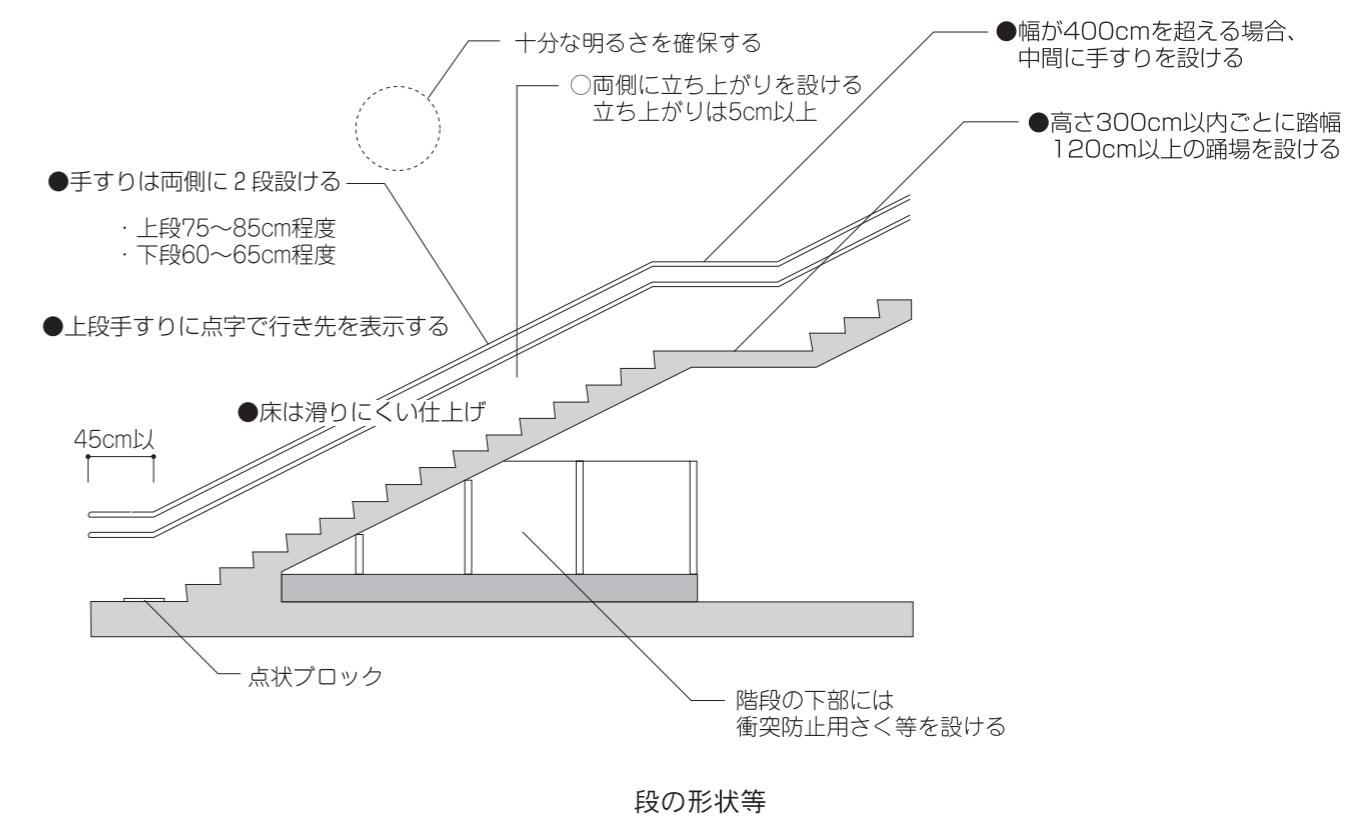
直角二方向型平面図

### ③ 階段

#### 基本的な考え方

階段は、高齢者、杖を持っている者、視覚障害者等の安全で円滑な移動が可能になるよう細かい配慮が必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
階段の構造	<p>改札口から各乗降場に至る経路において階段がある場合には、1の表3の項に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりを設けること。</li> <li>階段の表面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる。</li> <li>踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</li> <li>段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</li> <li>段がある部分の上端に近接する通路及びその踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。</li> <li>階段は、回り階段でない（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。）。</li> </ul>		



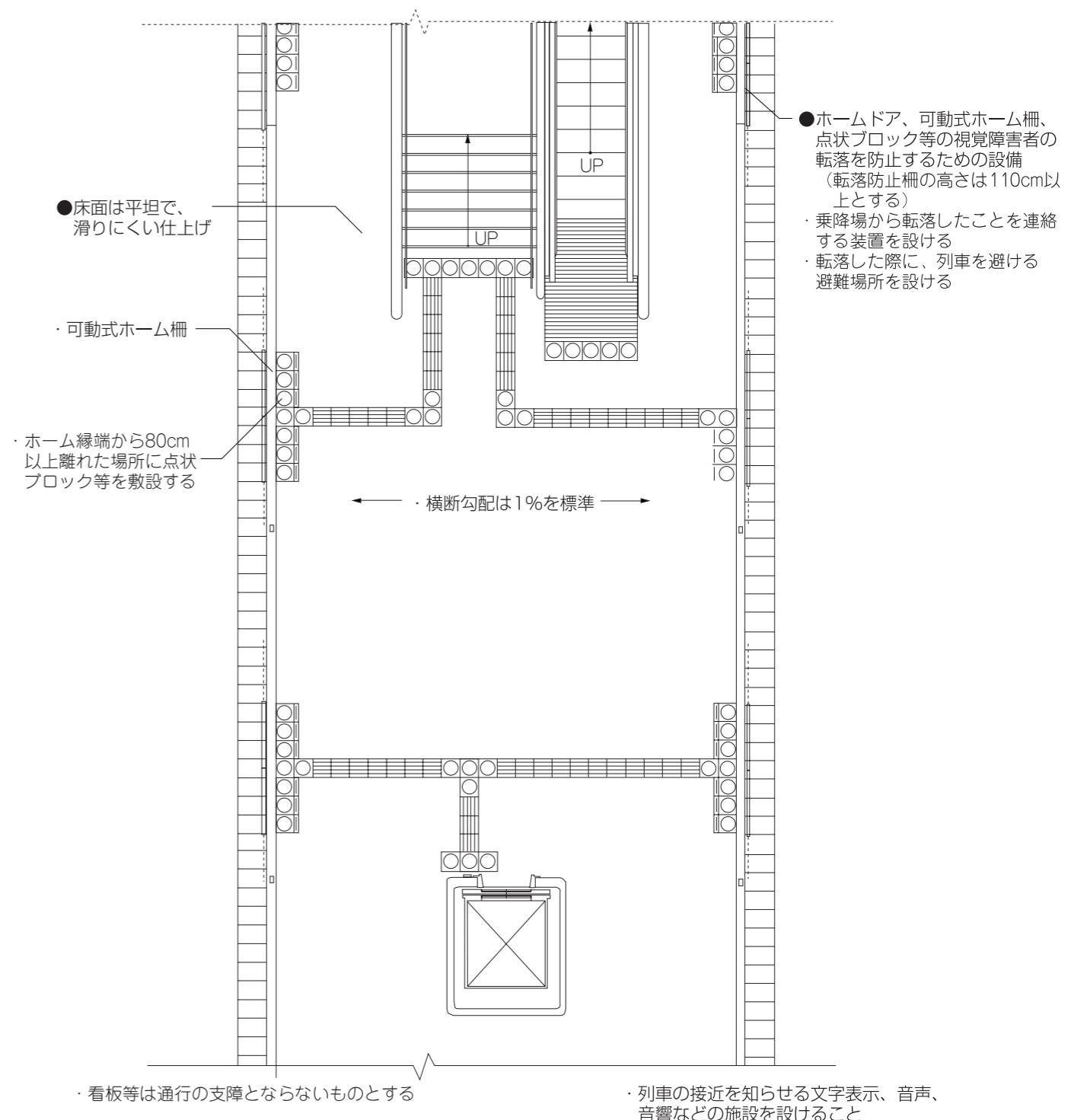
段の構造

## 基本的な考え方

乗降場は、高齢者、障害者等の転落防止に配慮して、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者誘導用ブロック、その他の防止策を講じることが必要である。

また、乗降場内の各種設備は、視覚障害者等の通行の妨げにならないように配慮する。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)表面仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	・仕上材は、平坦性や濡れた場合の滑りにくさを考慮する。	
(2)縁端の構造	縁端は、点状ブロック等を敷設すること。	・乗降場縁端から80cm以上離れた場所に点状ブロック等を連続して敷設する。	
(3)両端の構造	両端は、点状ブロック等を敷設するとともに転落を防止するための柵等を設けること。	・乗降場から転落したことを緊急に連絡するための装置を設ける。 ・乗降場から転落した際に、公共車両等を避けるための待避場所を設ける。 ・転落を防止する柵の高さは、110cm以上とする。 ・視覚障害者の転落を防止するため、転落防止柵手前に点状ブロック等を敷設する。	



ホーム柵のある乗降場の整備